

私振第 3311 号
令和 6 年 12 月 20 日

各私立幼稚園設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部私学振興課長

令和 6 年度手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金に係る
実績報告書等の提出について（依頼）

このことについて、令和 6 年 12 月 16 日付け福子総第 968 号で「令和 6 年度手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付決定通知書」を送付したところですが、「手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱」に基づき、補助事業完了後、次のとおり実績報告書等を提出くださいますようお願いいたします。

1 提出書類（各 1 部 ※控えを園で保管してください）

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 実績報告書（第 5 - 2 号様式）
- (3) 施設別実績内訳書（第 5 号様式（別紙 4 - 2））
- (4) 添付資料
 - ア 契約書（請書）又は注文書の写し（※作成していない場合は省略可）
 - イ 納品書（工事完了届）の写し
 - ウ 請求書の写し
 - エ 領収書の写し
 - オ 導入設備の設置状況が確認できる写真
※台紙様式に写真を貼付して提出してください。
 - カ 取組に係るホームページやチラシの写し等
※交付申請時に交付要件で選択した事業を今後実施する予定とした場合は提出してください。
※交付決定時の事業計画通りに実施されていることが確認できない場合は、補助金を交付できない場合があります。
- (5) 実施状況報告書（第 4 - 2 号様式）
令和 7 年 3 月末までに実績報告書が提出できない場合に限り、提出が必要です。

報告書様式については、県ホームページからダウンロードしてください。

【様式掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和 6 年度手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金実績報告書等の提出について

2 提出期限

○実績報告書類（項番1の(1)から(3)まで）
令和7年4月10日(木)

○実施状況報告書（項番1の(4)）
令和7年3月28日(金) 正午【必着】

3 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法：電子メール（電子メールでの提出が難しい場合のみ郵送可）
- (2) 提出先：メールアドレス <jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp>
〒231-8588(住所省略可)
神奈川県私学振興課助成グループ三橋宛

4 留意事項

- (1) 納品書、請求書及び領収書の発行日がすべて補助対象期間内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）である必要があります。
- (2) 令和7年3月末日までに事業が完了しない場合や、領収書等の添付書類により補助事業の履行確認ができない場合は、補助金の支払いができない場合があります。
- (3) 予算の都合上購入する物品等の価格が変動した場合であっても、交付決定額を限度に補助金を交付します。
- (4) 購入する物品等の品目及び数量は交付決定時（交付申請時の内容）から変更することは原則としてできません。
園児数の大幅な増減等の理由でやむを得ず購入する数量等に変更が生じる場合は必ず事前に下記問合せ先までご連絡ください。（変更交付申請等の案内を行います。）
※ 上記事由等により変更交付申請を行う場合であっても、当初の交付申請額を上回る申請はできません。

問合せ先
助成グループ 三橋、中里、青木
電話 045-210-1111(内線：3773、3774)
E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp